

# 令和6年度野菜生産価格安定事業 概要

	指定野菜		特定野菜等事業		県単野菜事業	花き類事業
	重要野菜	一般野菜	特定野菜	特定指定野菜		
制度概要	対象野菜の価格が保証基準額を下回った場合、一定の価格差補給金を交付					
実施主体	(独) 農畜産業振興機構		(一財) 福井県野菜生産価格安定事業協会			
対象野菜	秋冬だいこん 冬キャベツ	夏秋トマト 秋冬さといも ほうれんそう	すいか ブロッコリー	春だいこん 冬にんじん 夏ねぎ※ 秋冬ねぎ※ ※近畿：白ねぎ、東海：こねぎ除く	きゅうり、すいか、トマト、 なす、だいこん、キャベツ、 生うめ、ミディトマト、 ミニトマト、一寸そらまめ、 白ねぎ、こねぎ、いちじく	日本すいせん
保証の基準 (保証基準額、 最低基準額は 平均価格を 100%として 算出)	100%	平均価格 (過去6年の市場価格を基に算出)				
	90%	保証基準額	保証基準額		保証基準額	保証基準額
	80%			保証基準額		
	70%					
	60%	最低基準額	最低基準額		最低基準額	最低基準額
				最低基準額 (55%)		
	50%					
補填率	90~70%		80%			
補給金額	当該年度の平均販売価格と最低基準額のいずれか高い方と保証基準額の差額に補填率を乗じた額					
資金造成負担割合	国：65% 県：17.5% 市町・JA県連・JA・生産者：17.5%	国：60% 県：20% 市町・JA県連・JA・生産者：20%	国：1/3 県：1/3 市町・JA県連・JA・生産者：1/3	国：1/2 県：1/4 市町・JA県連・JA・生産者：1/4	県：50% 市町・JA県連・JA・生産者：50%	県：50% 市町・JA県連・JA・生産者：50%
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>産地内の出荷数量のうち共同出荷数量が概ね2/3以上</li> <li>葉茎菜類、根菜類：20ha以上、 果菜類（夏秋もの：12ha以上、冬春もの：8ha以上）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>産地内の出荷数量のうち共同出荷数量が概ね2/3以上</li> <li>概ね5ha以上（軟弱物は3ha以上）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産地内の出荷数量のうち共同出荷数量が概ね1/2以上</li> <li>概ね10ha以上（果菜類は5ha以上）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1品目の出荷数量：概ね10トン以上 (菌茸類 概ね5トン以上)</li> <li>露地野菜：概ね3ha以上、 施設野菜：概ね0.5ha以上、 菌茸類：保有ビニール1万本相当以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1品目の出荷数量：概ね20万本以上</li> <li>露地花き類：概ね1ha以上、 施設花き類：概ね0.5ha以上</li> </ul>